まちづくりって何だろう？

～大阪狭山市自治基本条例～

問い合わせ　企画・情報政策グループ☎349-8001

市は、市民・議会・市がそれぞれまちづくりの担い手であることを自覚し、だれもが主体的に参画、協働するまちづくりの確立をめざして、大阪狭山市自治基本条例を定めています。

市がめざすまちづくりについて、取り組みの一部を紹介します。

大阪狭山市自治基本条例の基本原則

人権の尊重

市民・議会・市は、市民一人ひとりの人権を尊重します。

情報の共有

まちづくりを推進するうえで必要な市政に関する情報を、市民・議会・市で共有します。

市民参画

市は、市民参画制度の整備に努めることで、市民のまちづくりへの参画を保障します。

協働

市民・議会・市は、お互いを尊重し、共通の目的を達成するために、協力し合うことでより良いまちづくりを推進します。

市民・議会・市の役割

市民

市民とは・・・
- 市内に住んでいる人
- 市内の事業所などで働いている人
- 市内の学校などで学んでいる人
- 市内で事業活動などをしている人や団体

●市政に関する情報を知る権利
●まちづくりに参画する権利
●お互いに協力し、まちづくりを推進
●地域のコミュニティ活動への参加

議会

●市民の意思を市政に反映
●政策を立案
●議会情報や市政の状況を説明

市

●公正かつ誠実な市政運営
●市政情報の公開
●説明責任と応答責任

子どもたちが考える 大阪狭山市のミライ

6月24日、西小学校の５年生が、大阪狭山市自治基本条例についての授業を通じて、大阪狭山市の未来を考えました。

子どもたちから市職員へのインタビューと担任の山下先生から自治基本条例について説明したあとに、子どもたちが「大阪狭山市の良いところ」と「まちの未来のためにできること」を考えて、発表しました。

＼西小の５年生に聞いてみました／

大阪狭山市の良いところ

治安が良い　自然が豊か　大野ぶどう　狭山池

まちの未来のためにできること

給食をできるだけ残さず食べる　ごみを拾う

元気にあいさつする　ごみのポイ捨てをしない

困っている人に声をかける

市内の小学校では、市のまちづくりを考える取り組みとして、小学校の先生や、市特命大使であるさやま未来プランナーの協力によって作成した「こども版大阪狭山市自治基本条例ガイドブック」が活用されています。

西小学校５年生担任 山下先生

詳しくはこちら▼

チェック！

まちづくりに参画する方法は？

市の広報誌やホームページ、SNSを見る	パブリックコメントを提出する	まちづくり大学に参加する	自治会・地区会の活動をする	自然を保護する活動をする
住民投票に参加する	地域で支え合う活動をする	ごみの減量、再資源化に協力する	地域の子どもたちの通学を見守る	地域のイベントに参加する

これらは、まちづくりに参画する主なものの一例です。
皆さんも自分にできることから、まちづくりに参画しましょう！